

## 東温市「空き家バンク制度」媒介等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と一般社団法人松山宅建協会（以下「乙」という。）は、東温市空き家バンク制度要綱（平成 27 年東温市告示第 105 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項に規定する空き家（以下「空き家」という。）について、乙の会員のうち主たる事業所を「東温市」に置く会員（以下「丙」という。）の媒介等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第 1 条 甲及び乙は、甲が取り組む空き家を活用した移住・定住施策を円滑かつ効果的に行い、東温市内空き家物件の有効活用及び増加抑制を図るため、相互に連携、協力するものとする。

### （用語の定義）

第 2 条 本協定において、「空き家の媒介」とは、空き家の売買、賃貸借等を希望し、甲に登録申込みをした者（要綱第 4 条の規定により登録した者。以下「登録者」という。）の物件を対象として、登録者と空き家の利用を希望する者（要綱第 7 条の規定により登録した者。以下「利用希望者」という。）との間で締結される当該物件の売買、賃貸借等の契約に関する代理又は媒介を行うことをいう。

### （甲の役割）

第 3 条 甲は、空き家バンク制度の充実を図るため、東温市内に存する空き家の把握調査等に努めるものとする。

2 甲は、登録者及び利用希望者の利益保護を図るため、登録者に対して、乙に空き家の媒介を依頼するよう勧奨し、登録者から希望があった場合は、乙に対して、東温市空き家バンク制度の媒介に係る協力依頼書（様式第 1 号）により空き家の媒介に係る協力を依頼するものとする。

3 甲は、空き家に関する交涉及び売買、賃貸借等の契約等については一切これに関与しない。

### （乙の役割）

第 4 条 乙は、空き家の登録件数確保のため、丙又は丙以外の乙の会員が管理する東温市内に存する物件所有者に対して、丙又は丙以外の乙の会員を通じて、東温市空き家バンク制度への物件登録を勧めるものとする。

2 乙は、前条第 2 項の規定により甲から空き家の媒介に係る協力を依頼されたときは、当該物件の媒介を担当する丙を決定し、丙が実施する空き家の媒介に必要な調査の結果について、速やかに書面で甲に報告するものとする。

3 乙は、本協定の業務に対して、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

(1) 乙の社会的信頼の確保と節度ある規律の確保

(2) 丙が行う媒介の信頼性と安全性の確保

### （守秘義務）

第 5 条 乙及び丙は、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、この協定により得た情報を第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （苦情又は紛争の処理）

第 6 条 本協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空き家の媒介にかかる事項については、乙の責任において処理するものとする。

### （事務の処理）

第 7 条 甲及び乙は、事務の諸手続きを円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置かなければならない。

### （協定の解除）

第 8 条 甲及び乙は、相手方が本協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定により本協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲は、その賠償の責を負わない。

### （有効期間）

第 9 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する 1 ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、更に 1 年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第 10 条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 4 月 25 日

甲 東温市見奈良 530 番地 1  
東温市  
市長

高須 功

乙 松山市平和通 6 丁目 5-1  
一般社団法人 松山宅建協会  
会長

小林 昌三

